



消費生活センターからのお知らせ



『チャレンジ・ザ消費者力アップ講座2018』の日程が決まりました!!

衣食住・生活経済・悪質商法など、消費生活の基礎的な知識を幅広く学ぶ連続講座です。楽しく学んで消費者力をアップできるだけでなく、ご家族をはじめ周囲の方の見守りにも役立ちます。「消費者力検定」で実力を試すこともできます。申込みは4月16日からです。詳細は区報(4月15日号)、目黒区HPをご覧ください。

- 日程：5/28、6/11、6/25、7/9、7/23、8/27、9/10、10/1、10/15、10/29、11/26、12/10(全12回)
いずれも月曜日、午後1時30分から3時30分
- 検定：11/19月に実施予定 受験は任意
- 会場：目黒区消費生活センター 研修室
- 対象：区内在住・在勤・在学の方
- 費用：テキスト、ワークブック代として 2,916円
消費者力検定の受験料は自己負担

若者がターゲット... 悪質商法に注意!



消費生活センターでは出張講座を実施しています。お気軽にお問い合わせください。(☎03-3711-1133)



はい 消費者相談です

賃貸マンションを退去したら、高額な修理代を請求された

Q 家賃15万円の賃貸マンションに2年間住んで退去した。退去時に立ち会った管理会社の人に「きれいに使用している」と言われたので、敷金30万円が戻ってくると思っていた。ところが敷金精算書を見ると「ハウスクリーニング、壁紙の全面張替え」となっていて、敷金はほとんど戻らないとわかった。高額な修理代は納得できない。敷金を返してほしい。



A 賃貸住宅の原状回復とは、退去する際に、借主の不注意などでつけた傷(損傷)、汚れ(汚損)、破損を復旧することをいいます。入居当時の状態まで回復させることを言うものではありません。今回の相談では、何も傷をつけていなければ敷金の返還を要求できます。



めくニャンからのアドバイス

賃貸住宅 契約のポイント

- 契約内容を確認し、理解した上で契約しましょう。
- 退去する時は、原状回復などに関する規定を確認した上で手続きをしましょう(国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考にしてください)。
- 契約書は重要な書類なので、退去手続きが完了するまで大切に保管しましょう。

「ハウスクリーニング代を負担する」など特約がある場合があります。特約で定めたことは一般的に有効とされます。契約をする際の重要事項説明でよく確認しましょう。

トラブルになったときは、家主とよく話し合しましょう。困ったときは消費生活センターに相談してください。

シグナル98号に関するご意見や今後の発行に関するご要望をお寄せください。

発行 目黒区消費生活センター (目黒区産業経済部産業経済・消費生活課)

〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター内
TEL: 03-3711-1133 FAX: 03-3711-5297

目黒区 消費生活

検索



メールマガジンを配信しています。

